



「#住むなら泉区」ロゴマーク

使用ガイドライン

令和8年1月

横浜市泉区区政推進課

はじめに

泉区では「わかりやすく、読みやすく、探しやすい！『伝えたいことが伝わる広報』の実現」を目指し、令和3年4月に泉区広報戦略を策定しました。

この戦略に基づき、「泉区による情報発信と一目でわかるような広報活動」を進めるため、統一的なロゴマーク「#住むなら泉区」を作成しました。

このガイドラインは、ロゴマーク「#住むなら泉区」に込めた思いや、使用していただく際の使用方法等をまとめたものです。

このロゴマークは、区役所の広報活動に限らず、区民や企業等の皆様も使用することができます。地域でのイベントなど、様々な場面で用途に合わせて御活用ください。

泉区を表すロゴマーク「#住むなら泉区」とは

■ コンセプト

遠くに富士山を望み、水と緑に恵まれた自然環境があるまち。

採れたての農作物などが身近にあり、四季の移ろいを感じられるまち。

地域のつながりがあり、人情にあふれ、多世代が集うまち。

交通アクセスも良く、目的に合わせて都心や海での時間も満喫できるまち。

そのような泉区の暮らしでは、たくさんの「住みやすさ」があります。

このロゴマークでは、誰もが「住み続けたい」と実感する泉区の姿を表現しています。

■ ロゴマークの持つ意味

山のシルエットは遠くに望む富士山を、鳥のシルエットはカワセミを模しています。

明るいブルーのグラデーションが拓けた空と、

区民の憩いの場にもなっている豊かな水辺をあらわし、

落ち着きのある書体が安心して末永く暮らせるまちであることを表現しています。

デザインについて

■ 基本デザイン

メインカラー（青グラデーション）



【CMYK】

C54・Y27

↓

C80・M40

【RGB】

R24・G127・B196

↓

R119・G199・B196



【CMYK】

C80・M44・Y0・K0

【RGB】

R36・G121・B191

メインカラー（モノクログラデーション）



【CMYK】

K33

↓

K70

【RGB】

R171・G171・B171

↓

R77・G77・B77

サブカラー（青単色）



【CMYK】

C80・M44・Y0・K0

【RGB】

R36・G121・B191

サブカラー（黒単色）



【CMYK】

C0・M0・Y0・K100

【RGB】

R0・G0・B0

■ クリアスペース

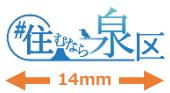
表示する際には、周囲に十分なスペース（クリアスペース）を確保してください。



■ 最小使用サイズ

視認性を確保するため、最小使用サイズを設定しています。

拡大・縮小する場合は縦横比の変更不可です。



■ 背景色

原則、背景色は白色・無地とします。

ただし、視認性が確保できる場合には、白以外の背景色でも可能とします。

背景色の判断に迷う場合は、個別にご相談ください。

■ 使用の際の禁止例

- ・デザインを変更しない（色、縦横比、書体、グラフィックの追加など）
- ・回転しない
- ・重ねて表示しない

使用までの流れ

営利を目的とした使用ですか？

はい



手続きが**必要**です

いいえ



手続き**不要**です

事前相談

作成物・期間・配布方法等をご相談ください。

電話 : 045-800-2337

メール : iz-kusei@city.yokohama.lg.jp

申請

『「#住むなら泉区」ロゴマーク使用承認申請書

(第1号様式)』を提出してください。

承認

通知をお送りします。

不承認

通知をお送りします。

※使用内容を変更・取下げする場合には
別途手続きが必要です。

ホームページからダウンロードしてご使用ください

使用報告

使用開始前に完成物をお送りください。

(完成物の送付が難しい場合は写真でも可)

使用報告

可能な範囲で完成物をお送りください。(完成物の送付が難しい場合は写真でも可)

使用条件

ロゴマークは、「横浜市泉区に関する取組を通じて、区への愛着を高めるとともに横浜市泉区を区内外にPRする」目的であれば自由に使用することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は使用できません。もし、該当することが判明した場合には、その使用停止を求める場合があります。

- 横浜市及び泉区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市及び泉区が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- そのほか使用目的に鑑みて不適当であると泉区長が認めるとき。

また、営利目的での使用の際には、上記以外にも事前承認を受けた申請内容以外での使用はできません。

営利目的での使用例

営利目的での使用の場合には、事前申請が必要です。以下の例を参考にご検討ください。営利目的に該当するか不明な場合には横浜市泉区区政推進課（電話：045-800-2337 Eメール：iz-kusei@city.yokohama.lg.jp）にご相談ください。

- 商品やパッケージに印字して販売
- デザインを使用した印刷物を販売
- 商品を宣伝するためのちらしに印刷して無料配布
- 商品を宣伝するためのWEBページに表示

使用状況・使用例の公表

ロゴマークの使用にあたり、お送りいただいた完成物（営利目的では必須）の様子は、ホームページ等の媒体で公表する場合があります。

使用する皆様へのお願い（SNSでの発信について）

可能な範囲で、皆様の各 SNS アカウントにおいて、完成物の写真等を活用して「#住むなら泉区」の発信をしていただければ幸いです。